

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度目)

総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会(法定協議会)を適切に開催しながら、地域住民の生活交通に必要なとなる最低限度の移動手段を維持し確保するために、市内の各地域の実情に合った事業(市営有償バス、バス路線の維持等)を選定した。

「市営有償バス」の実証運行事業等を実施する中で、それぞれの地域が抱えている課題や解決策を協議するとともに、当該事業を継続し実施するために必要となる見直し事項(運行回数、運行時間や使用料金の適正な設定や財源確保等)について検討を行った。

また、各地域における交通利便性の格差をなくし、全市域でバランスのとれた新たな公共交通システム(デマンド型交通等)の再構築に向けた取り組みが必要であることを確認した。

計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

廃止された路線バスの代替輸送として、事業計画に位置づけられた「市営有償バス」の実証運行事業を適切に実施した。

具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

「市営有償バス」の実証運行事業については、各路線ごとの運行日報(1便ごとの乗車人数等の集計や利用者からの意見聴取等)や利用者へのアンケート調査等により、利用実態を把握しながら利用者数の増加及び運行コストの抑制や公共交通の利便性に対する満足度の向上等の評価を行った。(参考資料1:市営有償バス運行実績表)

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

「市営有償バス」の実証運行事業については、実際に多くの地域住民や観光客が利用することが確認されており、交通手段を持たない地域の住民や市内を訪れる観光客等が、「駅・病院・公共施設等へのアクセス向上」、「住民の生活の質的向上」、「公共交通の空白地域の解消」、「安全で効率的な輸送サービスの提供」という目標を達成するために必要な事業であると判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

「市営有償バス」の実証運行している路線の内、「室生南部線」と「室生北部線」については、運行コストを抑えるために2路線を1台のワゴン車両で、2便と6便の隔日運行(平日のみ)していることから、利用者にとっては利便性が良いとはいえず、利用者数を増加させることが難しい状況となっており、その課題について検討を行った。

現行の隔日運行を毎日運行に見直すためには、運行車両を1台増車する等の対応が必要であり、事業費の負担が増えることが考えられるため、平成21年度に「総合連携計画策定調査事業」を実施しながら、利用者との調整を図り効率的で利便性の高い新交通システム(デマンド型交通等)の導入等も含めた検討をすることとした。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

「市営有償バス」の実証運行については、利用実績の状況からも一定の成果が現れているものと考えているため、翌年度については、更なる利用者の促進活動(対象バス路線沿線の住民へ「運行時刻表」の配布等)を行いながら同事業を実施する予定である。

また、翌年度以降の事業の実施については、平成21年度中に新たな公共交通システム(デマンド型交通等)の再構築を検討する中で、地域住民や公共交通関係者等と調整(継続もしくは新たな事業実施)を図るものである。

2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成21年度において「市営有償バス」の実証運行事業を実施するにあたっては、国費(地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金)のほか、宇陀市からの財政支援を受けるということで合意形成されており、宇陀市の平成21年3月議会において平成21年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

平成20年度における「市営有償バス」の実証運行事業の開始に際して、地域の諸事情により各住民世帯に協力金を求めることが難しかったことから、通常運賃(「大宇陀南部線」:大人250円、小人100円)に、100円程度を加算して大人350円(小人180円)に運賃設定しており、この運賃(使用料)については、翌年度の実証運行事業についても求めて行くこととなっている。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

宇陀市生活交通対策会議(宇陀市内部)及び調整会議において、本事業を継続的に安定した本格運行をするためには、地域住民による運行協力金等の拠出も必要であるとの意見が出され議論を行った。

また、市生活交通対策会議では、新たな交通システム(デマンド型交通等)を導入する場合であっても、地域住民に対して協力を求めていくことが重要であることを確認している。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会(法定協議会)の規約が本協議会で承認され制定されており、協議事項は、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他協議会において必要と認めた事項と規定されている。

また、平成21年度からは、本協議会と「地域公共交通会議」を統合した上で、本協議会の下に専門部会と分科会を設置し、各区の自治会や老人クラブの代表者や商工会・鉄道関係者等の拡充した委員構成において、審議をしていく新しい組織体制を再編成する予定である。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)

本協議会の構成員には公共交通関係者や地域住民の代表として宇陀市の連合自治会、観光連盟、福祉関係者等の代表者となる委員さんが含まれているほか、利用者を対象にしたアンケート調査等を実施して、意見や要望を聴きながら、計画事業の進め方等を市の関係部署と協議しながら、「市営有償バス」の実証運行を実施している。

なお、その実施結果については、本協議会で報告を行って質問や意見を受け付けており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。(参考資料2:アンケート集計表)

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

第1回及び第2回協議会においては、協議会の協議事項を含む規約が確認され、計画事業の進め方、実施した計画事業の報告や計画事業に係る自己評価案について確認がされたほか、第3回協議会においては、平成21年度の新組織の編成案や事業計画案及び予算案が提案される予定であり、計画事業を実施するにあたって本協議会が適切に開催されている。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

本協議会の規約において、議事の傍聴は原則可能であること、議事内容は「宇陀市ホームページ」において会議開催後速やかに公表されており、当該規約に則って本協議会の関係資料が開示されている。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

本協議会において計画事業の内容、実施した事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価案が報告・協議され、「市営有償バス」の実証運行については、利用者の促進が課題であるものの、高齢者を中心とする交通弱者の足の確保が重要であることから、来年度についても実証運行を実施することについて合意が得られた。

また、本事業の実施については、本協議会の委員からの反対意見もなく、地域公共交通に関する目標を達成するための事業として地域関係者等との実質的な合意形成がされたと言える。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。